

白岡町自治基本条例素案発表 地域説明会

みんなでつくった「まちづくり」のルール(条例)
～誇れる町、住み続けたい町に向けて～



白岡町自治基本条例素案発表 地域説明会

みんなでつくった「まちづくり」の
ルール(条例)
~ 誇れる町、住み続けたい町に向けて ~

白岡町

(仮称)白岡町自治基本条例
(白岡町まちづくり条例)をつくる会



なぜ、白岡町に 「自治基本条例」が必要なの？

課題

地方分権の推進
少子高齢化
新たな地域課題

まちづくりのルール

自分たちのまちの課題解決のために
町民・議会・行政の
それぞれの役割・関わり方

次世代に受け継ぐ

誇れる町、住み続けたい町に向けて
町民・議会・行政の
それぞれが連携・協力



そもそも、自治基本条例ってなに

自治基本条例とは、自ら治める
ための(自治)土台となる(基本)
まちのルール(条例)です。

自治基本条例で何が変わるの

自治基本条例とは、自治の担い手である「町民」、「議会」、「行政」が、連携・協力して「白岡町を良くしよう」という共通の目的をもって行動するための条例(ルール)です。みんなでこのルールを踏まえ、実践することで、次世代にも住んでよかったと思える「まちづくり」が継承されるのです。

自治基本条例の素案は どうやってつくったの

白岡町の公共的課題やその解決方法などを一番良く知っているのは私たち町民です。そこで町では、公募による町民の委員を中心に、条例の素案づくりを行う「つくる会」を設置し、平成21年8月から、素案づくりをスタートさせました。

つくる会スタート

公募委員16名、町職員3名

公募委員は、大学生から主婦、会社員、農業、NPOの職員、行政区長、町の「改革推進町民会議」の委員など、実に多彩な顔ぶれです。

それぞれの委員の思い



- 白岡を元気にしたい ・もっと住みよい、心豊かなまちにしたい
- これからも住み続けたいまちにしたい
- 次世代に誇りに思える白岡を残したい
- 地域が元気になれば、町全体も元気になる
- 町民みんなが主体的に関わり、町民が主人公のまち など…

まず始めに、自治基本条例を考えるための、

勉強会・情報交換会を行いました。



内容は・・・

- ・なぜ今、自治基本条例か
- ・住民・議会・行政の仕組みについて
- ・行政区や自治会、地域コミュニティの将来像について
- ・白岡町の良いところ、悪いところ など、など・・・

情報交換を基にグループに分かれて、
「ワークショップ」を行い、課題を出し合いました。



グループに分かれて、
課題をカードに書き出し、
分類整理をしました。

あ～だ、
こ～だ

ワイワイ、
ガヤガヤ



このワークショップ(アイデア等をみんなで出し
合う場)で委員同士の結束がより強くなりました。

出された課題については、全体会議で整理され、項目ごとにまとめました。



- 町民の意識醸成
- 市民参画のしくみ
- 協働のしくみ、体制づくり
- 地域活動(行政区、自治会)の活性化
- 住民活動(ボランティア、NPO)の活性化
- 人材発掘、人材育成
- 情報共有のあり方
- 財政健全化、行政運営のあり方 など、など…

町民全員参加型の条例素案を目指して、
皆さんから多くのご意見等をいただきました。

・ 条例素案づくりスタートフォーラムの開催

町内中学生・高校生による作文発表

町長とのテーブルトーク。事例発表

参加者からのアンケート結果

・ 白岡町行政区長会からの ご意見

・ 町民の皆さんからのご意見

・ 町職員からのご意見

など、など…



皆さんからのご意見等を踏まえ、
条例素案の項目や内容などは、委員
全員の合意形成の基に整理・確認されました。

自由闊達 ・ 全員納得

そして、つくる会では、27回の全体会議や
ワークショップ、18回の作業部会を行いなが
ら、条例素案の項目案を確認。その後、各項目
ごとに「内容」、「趣旨」、「考え方」を整理しました。



山あり、谷あり、いろいろとありましたが・・・

約1年3ヶ月を経て、皆様のご意見等を基に、

**「白岡町自治基本条例」
の素案が完成いたしました。**

次世代につながる“まちづくり”の礎となるよう、
「町民」、「議会」、「行政」が協働して
まちづくりを進めるために必要なルール

白岡町自治基本条例
の素案の「構成」

条例素案の構成

前文

総則(1 理念・2 目的・3 定義)

町民(1 町民の権利・2 町民の責務)

住民参画と協働(1 参画と協働)

行政(1 行政の責務・2 町長の責務・3 職員の責務・4 行政運営)

議会(1 議会の責務・2 議員の責務)

地域活動と地域自治組織(1 地域活動と地域自治組織)

情報の公開、提供及び共有(1 情報の公開、提供及び共有)

住民投票(1 住民投票)

次世代(1 こども)

検証等(1 検証・2 改廃)

青色の項目についてご説明いたします。

これから皆さんにご説明を行う項目

前文

総則(1理念)

町民(1町民の権利・2町民の責務)

住民参画と協働(1参画と協働)

行政(1行政の責務)

議会(1議会の責務・2議員の責務)

住民投票(1住民投票)

次世代(1こども)

条例前文

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。

私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

条例前文のポイント

- 前文とは、条例策定の由来、趣旨、基本原則、つくる会や皆さんの思い、決意を述べたものです。
- ここでは、この条例の理念と、それを達成させるために誰がどのような役割を担うかについて規定するこの条例の制定意義を宣言しています。

総則

1 理念

町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。

理念のポイント 「まちづくり」を進めていくうえで、常に考えておくべき、基本的な考え方を理念として掲げています。

次のような考えを理念としています。

- ・ 誰もが個人として尊重されること
- ・ 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であること
- ・ 住民自治の実現のために、三者の協力が必要であること

町民

1 町民の権利 2 町民の責務

1 町民の権利

町民は、まちづくりに参画する権利を有します。

町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。

町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。

2 町民の責務

町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。

町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参画し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。

町民

1 町民の権利のポイント

町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を保障するものです。

- ・まちづくりに参画する権利
- ・町政情報を知る権利
- ・まちづくりのための学習する機会を得る権利

町民

協働

町

(議会・行政)

町民

2 町民の責務のポイント

町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力、行動規範など示すものです。

- ・他者の意見や行動を尊重する
- ・発言や行動に責任を持つ
- ・主体的に参画し、連携、協力する

町民

協働

町

(議会・行政)



住民参画と協働

1 参画と協働

町は、協働によるまちづくりを推進します。

町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。

町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。

町は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。

町は、町民から協働を求められた場合、誠実に対応しなければなりません。

住民参画と協働

1 参画と協働のポイント

町は町民に対し協働のまちづくりにかかわる機会を保障するものです。

- ・協働でまちづくりを推進する
- ・町民からの意見・提案を尊重
- ・政策の段階で町民の意見を聴く
- ・別に（仮）住民参画条例を定める

町民

協働

町

（議会・行政）

行政

1 行政の責務

行政は、町民の信頼に応えるために、この条例の理念にのっとり、参画と協働による行政運営に努めます。

行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。

行政は、透明で開かれた町民主体の行政運営に努めます。

行政

1 行政の責務のポイント

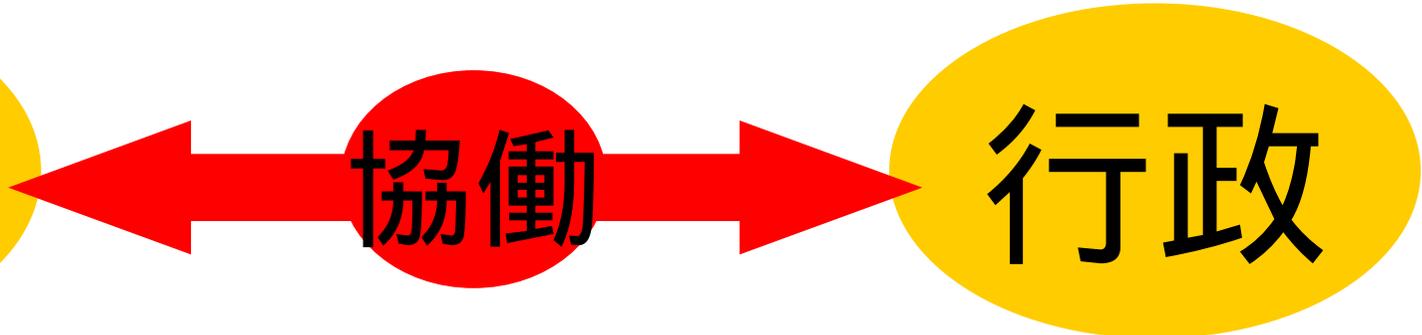
行政は町民に対し行政が行うべき役割
(果たすべき責任)を明確にするものです。

- ・ 町民の信頼に応えるため、参画と協働による行政運営に努める
- ・ 町民の意向を把握し、ニーズに応えた行政運営に努める
- ・ 開かれた町民主体の行政運営に努める

町民

協働

行政



議会

1 議会の責務 2 議員の責務

1 議会の責務

議会は、町の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。

議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。

議会の会議は原則、公開とします。

議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。

2 議員の責務

議員は、責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。

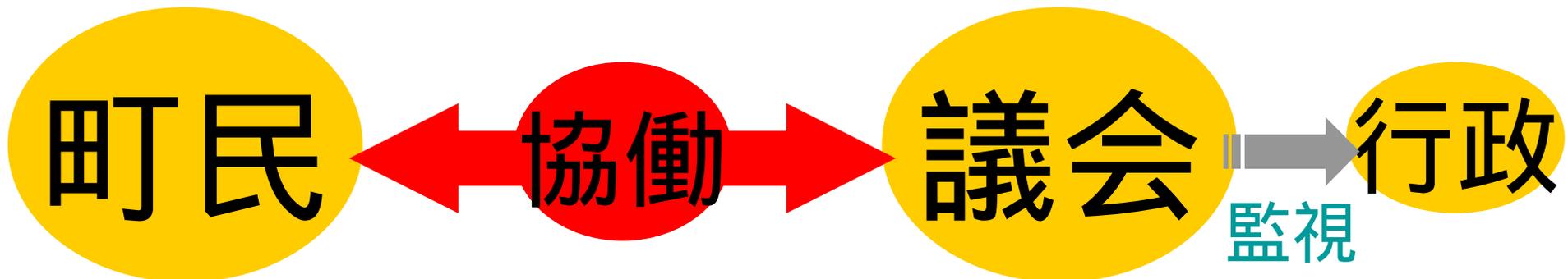
議員は、説明責任を果たすように努めます。

議会

1 議会の責務のポイント

議会が町民の信頼に応えるために担うべき役割を明確にするものです。

- ・町民の意思を反映したまちづくり
- ・行政運営の執行監視
- ・町民に身近な議会運営

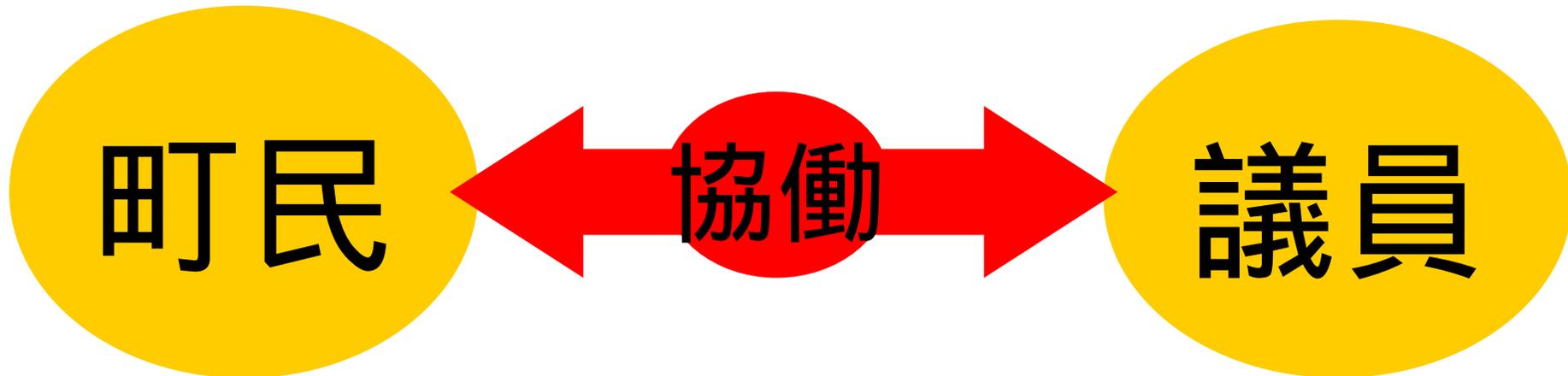


議会

2 議員の責務のポイント

議員が町民の信頼に応えるために担うべき役割を明確にするものです。

- ・公正かつ誠実な職務の遂行
- ・町民にわかりやすい説明・報告



住民投票

1 住民投票

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

白岡町に住所を有する別に条例で定める満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

住民投票

1 住民投票のポイント

住民投票ができる場合の発議要件等を明確にするものです。

- ・町長は町政に関する重要事項について、住民投票を実施することができる
- ・町内に住所を有し、別条例で定める満18歳以上の者の総数3分の1以上の連署を持って、町長に住民投票の実施を請求することができる
- ・議会は、議決により町長に住民投票の実施を請求
- ・町民、議会、町長は住民投票の結果を尊重
- ・住民投票について必要な事項は別条例で定める



次世代 1 こども

町民と町は、次世代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。

町民と町は、次世代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進します。

次世代

1 こどものポイント

次世代を担うこどものまちづくりへの参加を明確にするものです。

こどもの個性や能力を十分発揮し、成長できる地域づくり

こどもの成長段階でまちづくりに参画することができる環境づくり

町民

協働

町

(議会・行政)

最後に

この条例は、4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証することになっています。

つまり、この条例(ルール)の素案は、みんなで作ったものですから、実際に「町民」、「議会」、「行政」のそれぞれが、この条例(ルール)の理念を踏まえて、まちづくりに取り組んでいるか、みんなの目で検証することが大切なのです。

みんなでこの条例(ルール)を理解し、行動することで、はじめて身近で活きた条例となります。

ぜひ、次世代を担うこどもたちのためにも、この条例(ルール)からこれからの新しい白岡町をつくっていきましょう！

白岡町自治基本条例素案発表フォーラム
みんなで作った「まちづくり」のルール（条例）
～誇れる町、住み続けたい町に向けて～

